



第

3

章 計画が目指すもの

1 基本理念

「こども大綱」の理念、「こどもまんなか社会」のビジョン、大仙市子ども条例の基本理念等を踏まえ、本計画における基本理念を次のとおり掲げます。

全てのこどもがこころ豊かで健やかに育つとともに、
子育て当事者が安心して子育てを楽しむことができるまち

2 こどもまんなか社会

(1)「こどもまんなか社会」とは

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」は、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンです。

こども基本法に基づく「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、ウェルビーイングで生活を送ることができる社会」とされています。

【こどもにとっての具体例】（こども大綱より）

- ・心身ともに健やかに成長できる社会
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく一人ひとりが思う幸福な生活ができる社会
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる社会
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる社会
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる社会
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる社会
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる社会
- ・働くこと、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる社会

【20代、30代を中心とする若い世代にとっての具体例】（こども大綱より）

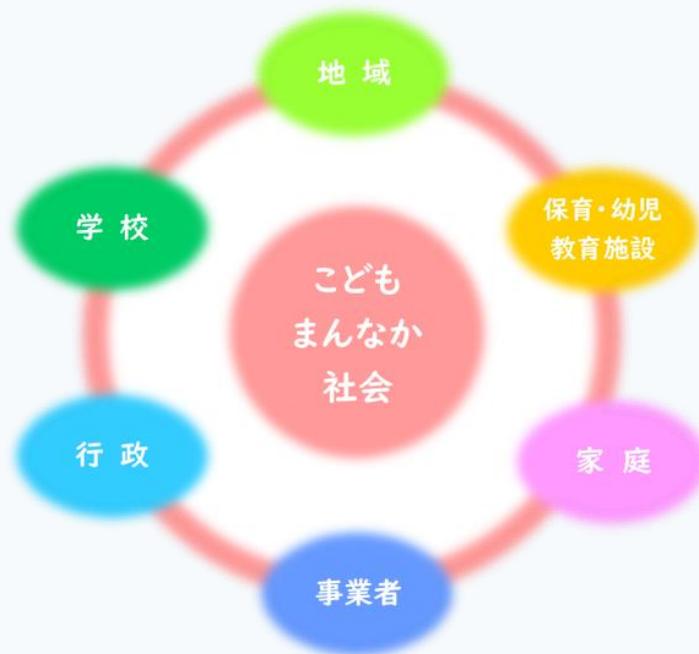
- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる社会
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会

（2）「こどもまんなか社会」の実現に向けて

国では、全てのこどもが幸福を追求する権利を認められるとともにその尊厳が重んぜられ、こころ豊かで健やかに育つとともに、若い世代が人生の選択の幅を狭められることなく、仕事や結婚、子育てなどに希望をもち、それぞれが望む人生を歩むことのできる社会の実現を目指しています。それはすなわち「全てのこどもがこころ豊かで健やかに育つとともに、子育て当事者が安心して子育てを楽しむことができるまち」という、本計画で掲げる基本理念そのものに通じます。

「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組の推進にあたっては、行政をはじめこども・子育て支援に関わる全ての人々が、こどもを中心に据えながら、こどもにとっての最善を慎重に考え、それぞれの立場でできる取組を行っていく必要があります。

このことから本市では、こども・若者や子育て当事者一人ひとりの意見を聴き、その声をまんなかに置いて、こども・若者にとっての最善を考えながら施策に反映していきます。



3 基本的な視点

本計画を推進するにあたって、次の基本的な視点に基づきこども・子育て施策に取り組みます。

① こども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重します

こども基本法では、こども・若者を育成の対象として捉えるのではなく、社会の一構成員として認め、権利の主体として尊重するよう定められています。こども・若者の「声」を真摯に受け止め、意見や選択を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

② すべてのこども・子育て家庭を支援します

障がいや疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含めた全てのこども・子育て家庭がひとしく支援を受けられ、こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが健やかな育ちを保障されるよう取り組みます。

③ こども・若者のライフステージに応じて切れ目なく支援します

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく続くことが重要です。また、「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識が重要です。それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらがこども・若者、子育て当事者にとってどのような意味をもち、どのような点に留意すべきか踏まえ、切れ目なく対応し、十分な支援に努めます。

④ 地域社会全体で、こども・若者を支援します

こども・若者は、社会とのかかわりの中で成長します。家庭や就学前教育・保育施設、学校、放課後児童クラブなどのこどもに関わる施設、地域、団体、関係機関、行政が、それぞれの特性を活かしながら連携・協働し、こども・若者の成長を支援していきます。

4 基本目標

基本理念のもと、基本的な視点にのっとり各種施策を推進していくにあたり、取組の方向性を示すものとして支援の対象ごとに5つの基本目標を掲げます。

なお、取組の方向性と具体的な施策は第4章に体系的に整理し記載します。

目標
Ⅰ

すべてのこどもの生まれ持った環境に左右されることのない幸せな成長を支えます

目標
Ⅱ

誰もが安心してこどもを産み育てることができる環境をつくります

目標
Ⅲ

こどもの健やかな成長と郷土を愛する豊かな心の育ちを支援します

目標
Ⅳ

若者の夢と希望を応援します

目標
Ⅴ

安心感と自己肯定感をもてる、ゆとりある子育てをサポートします

5 計画の実現に向けた各者の責務、役割

本計画を総合的かつ有効に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、事業所などがその役割を認識し、それぞれの立場でできることを考え、相互に連携しながら地域全体でこども・子育て支援に取り組む必要があります。県や庁内関係部署との連絡・調整を図り、施策の推進に努めることはもとより、多様な背景をもつこども・若者や子育て当事者から広く意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努め、本計画に明記した市の責務及びこども・子育て支援に関わる全ての人が役割を担い、こどもの育ちをサポートする体制づくりを進めます。

① 市の責務

市は、庁内や関係する団体及び機関などと連携しながら、こども及び子育て支援に関する施策の総合的な推進を図ります。

また、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、こども及び子育て支援に関する施策の目的及び内容を、遅滞なく市民に周知します。

さらに、各者がそれぞれ連携してこども・子育て施策を推進できるよう調整するとともに、それぞれが果たしきれない部分を補い、率先して支援に取り組みます。

② 家庭の役割

家庭は、こどもが生まれ育ち、人間形成が行われる最も基本の場であるとともに、誰にとっても心のふるさとであり、帰りたくなるやすらぎの場です。家族との親密なふれあいのなかで、こどもの権利や生活が守られるとともに、思いやりや自主性、責任感などが生まれ、健やかな成長につながります。こどもを一人の人格をもった主体として尊重しながら、こどもが幸せに成長できるよう、市をはじめとする行政機関、保育事業者、地域のサポートを活用しながら、次のような役割が求められています。

- ・ こどもが安心して過ごすことができる家庭づくりを行う。
- ・ 基本的な生活習慣及び社会のきまりをこどもに身に付けさせる。
- ・ こどもの発達に段階に応じてこどもの権利を守るための支援を行う。

③ 教育・保育施設の役割

教育・保育施設は、こどもの年齢に相応しい様々な活動を仲間と一緒に経験させ、心身の発達を促す場であるとともに、施設を利用するこどもの保護者の子育てを支援する場です。

また、保育ニーズの多様化をはじめ、地域コミュニティの希薄化、育児不安の増大、子育て家庭の孤立化、虐待などの諸問題が顕在化している中、地域における貴重な社会資源として、その機能のますますの発揮が求められており、地域の中核的役割を担う子育て支援拠点として、次のような役割が求められています。

- ・ こどもが健康で情緒の安定した生活ができる環境を提供する。
- ・ こどもが生涯にわたって生きる力の基礎を育てる。
- ・ 地域の子育て支援拠点として、蓄積された子育てに関するノウハウを活用し、様々な相談の場となる。

④ 学校の役割

学校は、基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける学習の場であるとともに、個人の能力を伸ばし、社会で自立的に生きる基礎を培い、集団生活を通して豊かな人間性を育む場でもあります。地域社会や家庭との連携を十分に深めながら、多様な体験を通じて「生きる力」を育むため、次に掲げる役割が求められています。

- ・ こどもたちにとって楽しく明るい環境づくりを進める。
- ・ こども一人ひとりの発達段階に応じて社会性及び学力の向上を図り、生きる力を育む。
- ・ こどもが命の大切さを学び、自分及び相手をかけがえのない存在と認識できるよう支援する。
- ・ こどもが安心して育ち学ぶことができるように、こどもや保護者が相談しやすい安全・安心で開かれた環境づくりを進める。
- ・ いじめや虐待などの予防に努めるとともに、早期発見及び早期解決を図る。
- ・ 不登校の要因や背景を把握し、共感的に寄り添いながら、進路形成に資する学習支援や情報提供を行い、将来の社会的自立を支援する。

⑤ 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場です。家族規模の縮小が進行するなか、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合いながら、行政や家庭だけでは十分に果たし得ない役割を補い、地域ぐるみで安全・安心な子育て環境の構築に努めていく必要があります。地域社会が世代を超えて多様な人間関係を築き、こどもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割が求められています。

- ・ 家庭や学校、医療、福祉、防犯等の関係機関と連携して、安全・安心な地域づくりを推進する。
- ・ 近隣がお互いに助け合える人間関係づくりに努める。
- ・ 地域行事を通じて、地域住民同士の交流を活発に行うとともに、おとなとこどもが触れ合う場を提供する。
- ・ 子育て中の保護者の負担や不安、孤立感を和らげられるよう、地域ぐるみで子育て支援に努める。

⑥ 事業者の役割

事業者は、共働き世帯が増加するなかで、子育て支援についても果たすべき役割が一層増大しています。子育てにやさしい職場環境づくりに向け、仕事と子育てを中心とした家庭生活との調和を図り、子育て中の労働者が男女を問わず、不安なく子育てに向き合えるよう、次に掲げる役割が求められています。

- ・ 労働者本人の希望による短時間勤務やフレックスタイム勤務への移行など、家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような環境づくりを進める。
- ・ 育児休業などの労働者が子育てに関わるための休暇を取得できるよう配慮する。
- ・ 若者の安定就労や育休後の職場復帰支援など、継続的な雇用の維持を図る。

⑦ こどもの役割

こどもは、生まれながらにして一人の人格をもった主体として尊重され、権利を行使することができます。生まれ育ったふるさとへの郷土愛を育みながら、自身の希望を実現するため、次に掲げることを意識し心身ともに健やかに成長することが求められます。

- ・ 子どもの権利を正しく理解し、自分を大切にするとともに、相手を思いやる気持ちをもち、いじめをすることなく相手の権利を尊重する。
- ・ いじめを受けたまたは発見した場合など、幸せに生きる権利が脅かされた場合、保護者や学校、相談施設などに報告や相談をする。
- ・ 社会の一員として必要な知識や技能、態度を意欲的に学ぶ。
- ・ 地域行事や体験活動に積極的に参加し、ふるさとに対する理解を深め、地域社会の一員であることを自覚する。

6 計画の体系

基本目標	取組の方向性	具体的な施策	
<p>I</p> <p>すべてのこどもの生まれ持った環境に左右されることのない幸せな成長を支えます</p> <p>【すべての成長過程（ライフステージ）を通じた支援】</p>	<p>①こどもの権利の保障</p>	<p>(1)こどもの権利に関する理解の促進</p> <p>(2)こどもの意見表明の場の確保</p> <p>(3)児童虐待防止対策の充実、保護・支援・アフターケアの推進</p> <p>(4)いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援</p> <p>(5)ヤングケアラーへの支援</p> <p>(6)自殺や犯罪からこども・若者を守る取組</p>	
	<p>②こどもの居場所づくり、多様な遊び・学び・体験の機会創出</p>	<p>(1)安心して過ごせる居場所づくり</p> <p>(2)遊び・学び・体験の機会の充実</p>	
	<p>③こどもの貧困の解消に向けた対策</p>	<p>(1)学びの機会の提供</p> <p>(2)こどもの貧困に対する相談・サポート体制の充実</p> <p>(3)保護者の就労支援</p> <p>(4)生活の安定に資するための経済的支援</p>	
	<p>④障がいに対する支援や医療的ケアが必要なこども・若者への支援</p>	<p>(1)障がいに対する理解の促進</p> <p>(2)障がいをもつこども・若者に係る経済的負担の軽減</p> <p>(3)障がいをもつこども・若者に係る日常的負担の軽減</p> <p>(4)生きがいのある生活の実現に向けた支援</p> <p>(5)障がい児や医療的ケア児の受け入れ体制の整備</p> <p>(6)切れ目のない支援体制の整備</p>	
	<p>II</p> <p>誰もが安心してこどもを産み育てることができる環境をつくり出す</p> <p>【こどもの誕生前から幼児期における支援】</p>	<p>①妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期における切れ目のない保健・医療の提供</p>	<p>(1)プレコンセプションケアの推進</p> <p>(2)不妊治療への支援</p> <p>(3)情報提供・相談事業の充実</p> <p>(4)産前・産後支援の充実と体制強化</p> <p>(5)乳幼児の健やかな発育・発達の促進</p>
		<p>②幼児期までの成長の支援と遊びの充実</p>	<p>(1)就学前教育・保育事業の充実</p> <p>(2)多様な保育ニーズに対応した事業の充実</p> <p>(3)幼児教育と小学校教育の円滑な接続の支援</p> <p>(4)就学前教育・保育運営事業者への支援</p>

基本目標	取組の方向性	具体的な施策	
郷土を愛するⅢ 子どもの健やかな成長と 豊かな心の育ちを支援します 思春期における支援【 子どもの学童期・ 子どもの学童期】	①子どもの学び・育ちの支援	(1)学校教育の充実 (2)学びと社会の連携促進 (3)地域のスポーツ・生涯学習・郷土学習の推進 (4)放課後児童の安全・安心な居場所づくり	
	②心身の健康等についての情報提供や こころのケアの充実	(1)心身の健康に関する情報提供とケアの充実 (2)非行防止と自立支援	
	IV 若者の夢と希望を応援します 【子どもの青年期における支援】	①就労支援、雇用の安定のための取組	(1)就職・起業支援 (2)若者の活動・社会参画の機会の充実 (3)若者無業者（ニート等）の職業的自立支援
		②出会い・結婚への支援	(1)出会いの機会の創出 (2)出会いの場の変化に合わせた支援 (3)結婚観・家族観の醸成 (4)結婚に伴う新生活への支援
V 安心感と自己肯定感をもてる、 ゆとりある子育てをサポートします 【子育て当事者に対する支援】		①子育てや教育に関する経済的負担 の軽減	(1)子育て全般に関する経済的負担の軽減 (2)未就学児に関する経済的負担の軽減 (3)義務教育に関する経済的負担の軽減 (4)高等教育に関する経済的負担の軽減
		②ひとり親家庭への支援	(1)経済的負担の軽減と雇用の安定に向けた支援 (2)家庭に寄り添った相談・生活支援 (3)ひとり親同士の交流の場の創出
	③ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)子育てと両立しやすい働き方の促進 (2)男性の育児休業が当たり前の社会づくり (3)時間貧困対策、家事・育児負担の軽減	
	④子育て世帯が住み続けたい環境 づくり	(1)子育てにやさしい生活環境の整備 (2)子育てに関する相談体制の充実	